

三島村火災予防条例(平成26年条例第22号) 新旧対照表①

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2—第29条の7)</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防 (第29条の8・第29条の9)</u></p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>第1条～第28条 (略)</p> <p>第29条 <u>火災に関する警報 (法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)</u>が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 削る</u></p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 (略)</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防</u> <u>(林野火災に関する注意報)</u></p> <p><u>第29条の8 村長は、気象の状況が山林、原野等における火災 (以下「林野火災」という。) の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u></p> | <p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2—第29条の7)</p> <p>【新設】</p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>第1条～第28条 (略)</p> <p>第29条 <u>火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 (略)</p> <p>【新設】</p> |

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、村の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 村長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 村長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者(第2号に掲げる行為をしようとする者にあっては、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第25条第1項の許可を受けた者を除く。)は、あらかじめ、その旨を村長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)

(2)～(6) 略

2 村長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者(第2号に掲げる行為をしようとする者にあっては、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第25条第1項の許可を受けた者を除く。)は、あらかじめ、その旨を村長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

(2)～(6) 略

【新設】

